

令和2年5月7日現在

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた
一部業務停止期間の延長について

平素より当協会をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う政府の緊急事態宣言及び茨城県の通勤自粛要請を受け、当協会では5月6日（水）までの期間、一部業務を停止しておりましたが、今般、政府による緊急事態宣言が延長されたこと、および茨城県の要請等を踏まえて、当該期間を下記のとおり延長することといたしました。

関係者やお取引先の皆様には、ご迷惑をお掛けし誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 期 間 令和2年4月20日（月）～5月17日（日）

※緊急事態宣言延長等の情勢によって、変更となる場合がございます。

2. 対象業務

(1) 放射線測定器の校正、基準照射、特性試験

(2) 放射線・放射能の測定

※研修・普及業務については、既にお知らせしているとおりでありますが、開催予定等に変更があった場合には、別途、ホームページでお知らせいたします。

<連絡先>

公益財団法人放射線計測協会

TEL : 029-282-3000

FAX : 029-283-2157

e-mail : soumuka@irm.or.jp